

私第747号
平成13年3月23日

各私立幼稚園設置者・園長様

大阪府生活文化部私学課長

満3歳入園児受入れにあたっての留意事項について（通知）

標記については、別添のとおり平成12年3月31日付け私第61-40号及び平成12年10月4日付け事務連絡により通知したところですが、平成12年度においては、一部の園で満3歳の誕生日以前に受入れるなど適正を欠いた実態とともに、今後の補助金執行上において支障を来すことが懸念される内容のものが見受けられました。

つきましては、各園で満3歳入園児を受入れるにあたっては、これまでの通知並びに別紙「満3歳入園児受入れにあたっての留意事項について」を参考の上、適正に対応いただきますようお願いします。

なお、幼稚園以外の者（業者、個人たる園長・理事長等）が、3歳に満たない幼児を入れる場合は幼稚園教育に支障を来すことのないよう留意するとともに、園事業と誤解を受けることのないよう教員や会計等を明確に区分してください。

問い合わせ先
担当 幼稚園振興グループ 田代、高原
電話 06-6941-0351（内線4860）
FAX 06-6944-6650

別紙

満3歳入園児受け入れにあたっての留意事項について

区分	具 体 例	指導上の取扱	留 意 事 項
定 員	・定員超過で受け入れている。	×	定員を遵守すること。 なお、実園児数は、5月1日現在の園児数に、満3歳入園児で5月2日以後に入園し、かつ1月始業日現在に在園する園児数を加えた数とする。
園児数報告	・受け入れているにも関わらず、報告を怠っている。	×	
入園時期	・誕生日以前に保育を行っている。	×	幼稚園として2歳児を受け入れることは不可。
	・誕生日以後に保育を行っている。	○	
学級編制 (保育室)	・3歳児等と混合で編制している。	○	
	・満3歳入園児だけで編制している	○	
	・満3歳入園児と園児でない幼児を混合で編制している。 (保育室を共用)	×	幼稚園として2歳児を受け入れることは不可。 幼稚園以外の者が、幼児(2歳児)教室を実施する場合は、幼稚園教育と明確に区分すること。
	・満3歳入園児と園児でない幼児を混合で編制し、かつ担当教員を基礎資料で報告している。	×	幼稚園以外の者が、幼児(2歳児)教室を実施する場合は、教員を明確に区分すること。
専任教員	・園則と異なる額で徴収している。	×	園則にしたがって、適正に会計処理すること。
保育料	・園則と異なる額で徴収している。	×	園則にしたがって、適正に会計処理すること。
入園金	・園則と異なる額で徴収している。 ex)園則には入園時に徴収する旨規定しているにも関わらず、実態は3歳児となる進級時に徴収している。	×	園則にしたがって、入園時に徴収すること。
	・幼稚園以外の者が、幼児(2歳児)教室を実施している場合に入会金を徴収し、満3歳入園時に入園金に充当している。	×	幼稚園以外の者が徴収した入会金等は、幼稚園会計とは明確に区分していることから、入園金に充当することは不可。

※ 「指導上の取扱欄の×」は、指導の対象であり、補助金上ペナルティの対象となります。